

2001年8月31日

厚生労働省医薬局食品保健部基準課調査指定係 御中

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

〒170-0004 豊島区北大塚2-29-5 だ い オ キ シ ン 1F

環境市民ひろば内

TEL03-5907-1411 Fax03-5907-1412

「容器具及び容器包装並びにおもちゃの規格基準改正について」の意見

使用済み自動車の一般的な処理フローはわかるが、実際に行われている処理実態についての精確な把握が行われていないと思われるので、詳細な実態把握調査を行ったうえで、その実態を公表すべきである。また、通商産業省、厚生省（いずれも当時）が策定した「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」及び「シュレッダー処理される自動車及び電気機械器具の事前選別ガイドライン」による施行状況についての実態把握調査についても実施したうえで、その結果を公表すべきである。

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議は、1998年の発足以来ダイオキシン・環境ホルモン問題の抜本的解決をめざし、政策の提言とその推進活動に取り組んでいます。私たちは、2000年2月に提出したダイオキシン類緊急対策第三次提言「素材対策」の中で、塩ビ製のおもちゃや子供用品・食品容器包装・器具について危険性を指摘し、食品衛生法で緊急に禁止措置を講じることを厚生省（当時）へ提案しました。今回、厚生

労働省から器具及び容器包装並びにおもちゃの規格基準改正（案）が示されたことは、遅ればせながらやっと対策がとられると歓迎するものですが、以下その内容について意見を述べ、未来を担う子ども達の健康を第一に考えた対策が決定されるよう要望致します。

（１）規制対象物質について

（意見）食品、おもちゃなどから、化学物質に対する感受性の高い乳幼児が、日常的に多量の化学物質を取り込んでいると考えられます。したがって、予防原則の観点からは、今回の規制対象に掲げられている物質ばかりではなく、フタル酸エステル類、アジピン酸エステル類、ビスフェノールA、ノニルフェノールの使用を禁止すべきです。

また、重金属（カドミウム、鉛、ジブチルスズ化合物）については、使用してはならないという趣旨で個別樹脂規格により材質基準値（100ppm）が定められていますが、「使用禁止」と明確化するべきです。

（理由）

- ① 器具、容器包装については、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有するポリ塩化ビニルのみの禁止とされていますが、他のフタル酸エステル類、アジピン酸エステル類等の食品への移行も確認されています。レトルト離乳食からフタル酸ジ-2-エチルヘキシルとアジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、フリーズドライ離乳食からフタル酸ジ-2-エチルヘキシルとフタル酸ジイソノニル、惣菜類からアジピン酸ジイソノニル、乳児用おやつからフタル酸ジイソノニルとフタル酸ジ-2-エチルヘキシル、バターからフタル酸ジ-2-エチルヘキシルとアジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、植物油からフタル酸ジブチルとフタル酸ジ-2-エチルヘキシルが、PVC手袋、PVC及びPVDC製ラップ、PVC製配管他から食品へ移行しているとの報告があります。（平成12年度厚生科学研

究)

フタル酸ジ-2-エチルヘキシル 1 種類のみを禁止する考え方では、食品の安全性を確保することはできません。他のフタル酸エステル類、アジピン酸エステル類等が多用されることになり、今度は別のものが高濃度になるだけで問題の解決にはならないと考えます。

- ② 「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」については、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルとフタル酸ジイソノニル、「その他のおもちゃ」はフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有するポリ塩化ビニルの禁止とされていますが、おもちゃからは、他にもフタル酸ジブチル、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジノニル、フタル酸ジヘプチルが溶出することが確認されており、「アジピン酸ジ-2-エチルヘキシルを含むフタル酸エステルは、内分泌攪乱物質として危惧されていることからフタル酸エステルを含有しないものを製品化しなければならないと思われる」とも指摘されています。(平成10年度厚生科学研究)

またビスフェノールA、ノニルフェノールの溶出も報告されています。(平成12年東京都衛生局調査)

2種類或は1種類のフタル酸エステルを禁止しても、他のフタル酸エステル類、アジピン酸エステル類がその代わりに使用されることを防ぐことはできず、乳幼児にとってより危険なおもちゃとなる可能性があります。また最近使用されだしたクエン酸系、トリメリット酸系の安全性についても確かめられていません。

(2) 規制の対象となる器具・容器包装、おもちゃについて

(意見) 規制の対象を限定せず、「食品への使用」「全てのおもちゃ」とするべきです。

(理由)

- ① 器具、容器包装のうち「油脂、脂肪性食品」用と限定されています。実際の作業現場で、脂肪性食品とそれ以外用とに器具をきちんと使いわけることはむずかしいと思われます。昨年6月14日に 出された食品化学課長名の通知では「D E H Pを含有するP V C製手袋の食品への使用を避けるよう指導」と食品全般が対象になっており、今回の改正案はその点では後退しています。脂肪性食品の定義も昭和48年の環境衛生局長通知では「食品中又は食品表面の油脂含量がおおむね20%以上であって、乾燥した固形食品以外の食品」とされ、油脂が使用されていても該当しないものも出てきます。

また、油脂以外にもP V C手袋と消毒用アルコールの併用でD E H Pのおにぎりへの移行が確認されている（平成12年度厚生科学研究）ことから、「食品への使用を避ける」とすることが必要です。

- ② 「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」と「他のおもちゃ」と分けて規制し、その理由を「おしゃぶりと他のものとは Mouthing 行動が異なる」（平成11年度厚生科学研究）からとしています。

しかし、この調査研究で「おしゃぶり」とされているものはシリコン製や天然ゴム製のおしゃぶり乳首であり、P V C製おしゃぶりは他のおもちゃに分類されているとのことです。（平成12年度厚生科学研究） また食品衛生法29条で「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるおもちゃ」を指定していますが、時代遅れの内容のままであり、その一部分である「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」は何をさすのか規定がありません。（規則第26条の4-1）

子ども達の生活を考える時、おもちゃの好みや Mouthing・Chewing 時間はきわめて個人差の大きいものであると考えられます。P V C製のおしゃぶり乳首は市販されていないということであるならば、むしろ他のおもちゃからの取り込みを予防することが重

要であり、分けて規制する必要性はないと考えます。

(3) リスク評価について

(意見) 食品、おもちゃ個々についてそれぞれフタル酸エステルなど化学物質の暴露量とT D Iを比較検討するのではなく、大気等生活全体における暴露量を検討し、子どもについては、予防原則を適用してさらなる安全係数を見込んだT D Iの考え方がとられるべきです。

(理由)

- ① 生活の中でのさまざまな暴露の実態が、調査によりわかってきています。食品、おもちゃはもとより、室内空気中のフタル酸ジブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル等の汚染（1999年東京都衛生局調査）や自動車内空気中のフタル酸ジ-2-エチルヘキシルの高濃度汚染（星薬科大学中沢氏調査）の報告などがあります。

今回の改正案では、食品からのみ或はおもちゃからのみの暴露量が推定試算され、T D Iと比較検討されています。当然のことながら生活全体の暴露量がT D Iと比較検討されるべきです。

- ② フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの毒性評価については、「さしあたり一般毒性についてはこれまでの毒性評価で判断することは差し支えない」として内分泌かく乱作用を充分考慮しないT D I設定（ $40\sim 140\mu\text{g}/\text{kg bw}/\text{day}$ ）がおこなわれた経過があります。

内分泌かく乱化学物質については、毒性評価が定まっていなはいえ次々とあらたな知見も発表され、ノニルフェノールについては8月3日環境省が内分泌かく乱作用を確認しました。極微量で胎児や乳幼児への不可逆的な健康影響が懸念されることから、

確認されたものは勿論、その他のものについても「疑わしいものは使用せず」という予防原則にたった規制を求めます。

また、大人のT D Iによって判断するのではなく、発達途上の子どもにはさらなる安全性が考慮されるべきです。アメリカ「食品品質保護法」では、大人の1 / 10の基準や複数の化学物質の累積的危険性を考慮する考え方をとりいれています。

(4) 抜本的対策について

(意見) ポリ塩化ビニルを使用禁止にすることが、最良の方法ですので、食品衛生法7条、10条の規格基準に「ポリ塩化ビニルを使用してはならない」と定めるべきです。

(理由)

プラスチックの中でもポリ塩化ビニルは、環境汚染性・人体への有害性が高く、有害な多種類の化学物質や重金属が使用されています。原料となる塩ビモノマーは発ガン性が明らかであり、軟質塩ビに多量に可塑剤として使用されるフタル酸エステル類、アジピン酸エステル類や、安定剤・酸化防止剤として使用されるビスフェノールA、ノニルフェノール（トリスノニルフェニルホスファイトが変化する）、重金属（カドミウム、鉛）は、内分泌かく乱作用があることが明らかになりつつあります。

また食品の容器包装はすぐごみとして捨てられ、焼却によりダイオキシンの発生や埋立てによる河川の汚染も起きています。

環境対策、健康対策における費用対効果の面からも、ポリ塩化ビニルを規制することが最良の方法であると考えます。

以上

